表 3.1.33　大気汚染に係る環境基準と環境上の基準

物　　質	環境基本法に基づく 環境基準[1)]の基準値	尼崎市の環境をまもる条例に基づく 環境上の基準[6)]の基準値
二酸化硫黄(SO_2)	１時間値の１日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、１時間値が0.1ppm以下であること。	１時間値の１日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、１時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	１時間値の１日平均値が10ppm以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が20ppm以下であること。	１時間値の１日平均値が10ppm以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)[2)]	１時間値の１日平均値が0.10mg／m^3以下であり、かつ、１時間値が0.20mg／m^3以下であること。	１時間値の１日平均値が0.10mg/m^3以下であり、かつ、１時間値が0.20mg／m^3以下であること。
二酸化窒素(NO_2)	１時間値の１日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。[3)]	１時間値の１日平均値が0.02ppm以下であること。ただし、当分の間、１時間値の１日平均値が0.04ppm以下であること。
光化学オキシダント(O_x)[4)]	１時間値が0.06ppm以下であること。	１時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン[5)]	１年平均値が0.003mg／m^3以下であること。	１年平均値が0.003mg/m^3以下であること。
トリクロロエチレン	１年平均値が0.13mg／m^3以下であること。	１年平均値が0.2mg/m^3以下であること。
テトラクロロエチレン	１年平均値が0.2mg／m^3以下であること。	１年平均値が0.2mg/m^3以下であること。
ジクロロメタン	１年平均値が0.15mg／m^3以下であること。	１年平均値が0.15mg/m^3以下であること。
微小粒子状物質(PM2.5)	１年平均値が15μg／m^3以下であり、かつ、１日平均値が35μg／m^3以下であること。	１年平均値が15μg／m^3以下であり、かつ、１日平均値が35μg/m^3以下であること。

（注）１．環境基本法に基づく環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
２．浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子が 10μm 以下のものをいう。
３．二酸化窒素について、１時間値の１日平均値が 0.06ppm を超える地域にあっては、１時間値の１日平均値 0.06ppm を達成されるように努めるものとし、その達成期間は原則として７年以内とする。また、１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
４．光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
５．ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
６．尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準は、尼崎市全域を対象とする（車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く）。
７．尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第１項の規定による基準に準ずる。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号（最終改正：平成８年環境庁告示第 73 号））
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 42 年環境庁告示第 38 号（最終改正：平成８年環境庁告示第 74 号））
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成９年環境庁告示第４号（最終改正：平成 30 年環境省告示第 100 号））
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

(ｲ) 大気汚染防止法に基づく総量規制及び排出基準等と環境の保全と創造に関する条例に基づく規制

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））に基づき、工場及び事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質等の排出規制が定められている。また工場又は事業場が集合している地域であって、現行の規制方式によっては環境基準の確保が困難である地域にあっては、一定規模以上のばい煙発生施設を設置する工場又は事業場において総量規制基準が定められている。

調査対象区域は、大気汚染防止法に基づいて総量規制基準が定められた区域である。

また、兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」（平成７年兵庫県条例第 28 号（最終改正：令和元年兵庫県条例第 13 号））により、大気汚染防止法上の対象施設を拡大するなど、規制の強化が図られている。

(b) 騒　音

(ｱ) 環境基本法

「環境基本法」（平成５年法律第 91 号（最終改正：令和３年法律第 36 号））に基づく環境基準及び「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年尼崎市条例第 51 号（最終改正：令和２年尼崎市条例第 40 号））第 20 条第１項の規定に基づく環境上の基準は表 3.1.35～3.1.37 に、地域の類型を当てはめる地域の指定は表 3.1.38 及び図 3.1.18 に示すとおりである。事業計画地には、類型を当てはめる地域の指定はされていない。

表 3.1.35　騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域（一般地域））

地域の類型	基　準　値　(L_{Aeq})	
	昼　間	夜　間
ＡＡ	50デシベル以下	40デシベル以下
Ａ及びＢ	55デシベル以下	45デシベル以下
Ｃ	60デシベル以下	50デシベル以下

（注）１．時間区分は次のとおりとする。
　　昼間：６時～22 時、夜間：22 時～翌日の６時
２．ＡＡを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
３．Ａを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
４．Ｂを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
５．Ｃを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号(最終改正：平成 24 年環境省告示 54 号)）
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号(最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号)）

表 3.1.36　騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基　準　値　（L_{Aeq}）	
	昼　間	夜　間
Ａ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
Ｂ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

（注）１．時間区分は次のとおりとする。
昼間：６時～22 時、夜間：22 時～翌日の６時
２．車線とは、１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号（最終改正：平成 24 年環境省告示 54 号））
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

表 3.1.37　騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基　準　値　（L_{Aeq}）	
昼　間	夜　間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

（注）１．時間区分は次のとおりとする。
昼間：６時～22 時、夜間：22 時～翌日の６時
２．幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、自動車専用道路及び４車線以上の市町村道。
３．「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次のとおりとする。
２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　　：道路端から 15ｍまで
２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　：道路端から 20ｍまで

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号（最終改正：平成 24 年環境省告示 54 号））
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

表 3.1.38　騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

地域の類型	地　　域
ＡＡ	指定なし
Ａ	第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、 第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域
Ｂ	第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域
Ｃ	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成 24 年尼崎市告示第 129 号）

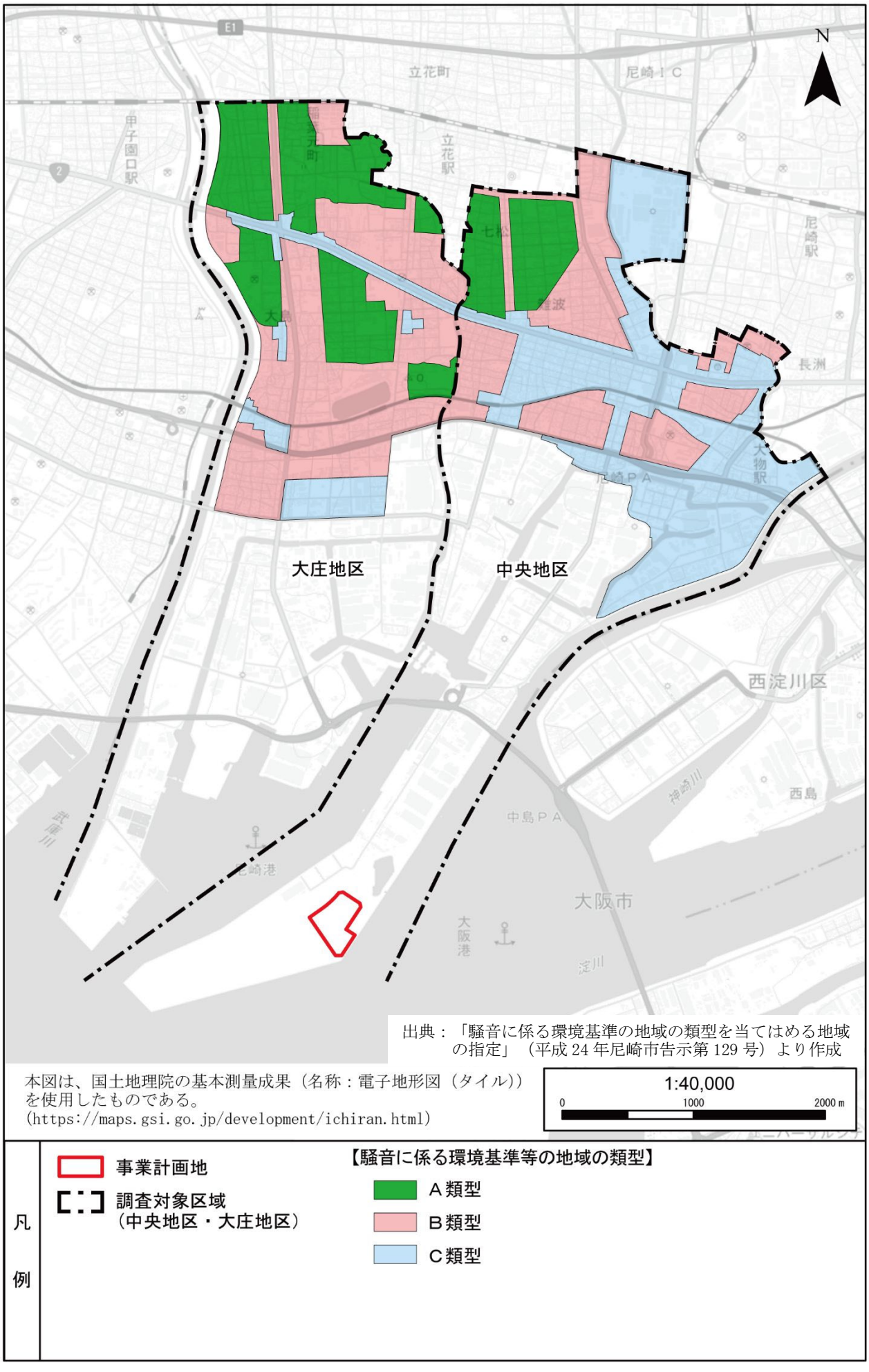

図 3.1.18　調査対象区域の騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

(ｲ) 騒音規制法

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））による特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）において発生する騒音、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準は、表 3.1.39～3.1.40 に示すとおりである。

自動車騒音の要請限度（指定地域内の自動車騒音が一定のレベルを超えて周辺の生活環境を著しく損なっている場合に、市町村長が公安委員会や道路管理者に対して要請や意見を述べることのできる値）は表 3.1.41 に、区域の区分は図 3.1.19 に示すとおりである。

表 3.1.39　特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 / 区域の区分	朝 ６時から ８時まで	昼　間 ８時から 18時まで	夕 18時から 22時まで	夜　間 22時から 翌日の６時まで
第１種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第２種区域	50デシベル	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第３種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第４種区域	70デシベル	70デシベル	70デシベル	60デシベル

（注）１．デシベルとは、計量法（平成４年法律第 51 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））に定める音圧レベルの計量単位。
２．規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいう。
３．第２種区域、第３種区域及び第４種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号（最終改正：令和４年法律第 77 号））第１条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号（最終改正：令和４年法律第 66 号））第 39 条第１項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号（最終改正：令和元年法律第 71 号））第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号（最終改正：令和元年法律第 26 号））第２条第１項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））第 20 条の５に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号（最終改正：令和４年法律第 40 号））第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50ｍの区域内における基準は、この表の規定からそれぞれ５デシベルを減じた値とする。
４．区域の区分については、以下に示すとおりである。
第１種区域：第１種・第２種低層住居専用地域
第２種区域：第１種・第２種中高層住居地域、第１種・第２種住居地域、準住居地域
第３種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域
なお、第３種区域が第１種区域と接することになる場合、境界線から第３種区域内 50ｍを第２種区域とする。
第４種区域：工業地域、（工業専用地域の一部）
なお、第４種区域が第１種・第２種区域と接することになる場合、境界線から第４種区域内 50ｍを第３種区域とする。また、工業専用地域のうち、第２種・第３種・第４種区域に接することになる場合、その地点から 100ｍの区域内を第４種区域の規制基準とする。

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」（平成 13 年尼崎市告示第 95 号（最終改正：平成 30 年尼崎市告示第 143 号））
「騒音規制法に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 96 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 183 号））
「工場・事業場等の騒音・振動の規制・届出（特定施設）について」（平成 28 年８月１日、尼崎市環境保全課）

表 3.1.40　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制値・規制区域等区分 ＼ 特定建設作業の種類	騒音の大きさ	作業ができない時間(夜間)		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		日曜日・休日における作業
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
1. くい打機[1]、くい抜機又はくい打くい抜機[2]を使用する作業[3] 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業[4] 4. 空気圧縮機[5]を使用する作業[6] 5. コンクリートプラント[7]又はアスファルトプラント[8]を設けて行う作業[9] 6. バックホウ[10]を使用する作業 7. トラクターショベル[11]を使用する作業 8. ブルドーザー[12]を使用する作業	85デシベル以下	19時～翌日の7時	22時～翌日の6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと		禁止
備　考	作業場の敷地境界における値	原則として上の時間に作業を行ってはならない。		原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはならない。		原則として上の期間を超えて作業を行ってはならない。		原則として日曜・休日に作業を行ってはならない。

備考：1．第1号区域：平成13年尼崎市告示第95号で指定した第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号（最終改正：令和4年法律第77号））第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号（最終改正：令和4年法律第66号））第39条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号（最終改正：令和元年法律第71号））第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号（最終改正：令和元年法律第26号））第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号（最終改正：令和4年法律第68号））第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号（最終改正：令和4年法律第40号））第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。

第2号区域：第1号区域以外の区域で、工業専用地域は原則として除く。

2．該当作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

（注）1．もんけんを除く。
2．圧入式くい打くい抜機を除く。
3．くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
4．作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
5．電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。
6．さく岩機の動力として使用する作業を除く。
7．混練機の混練容量が0.45㎥以上のものに限る。
8．混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。
9．モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
10．一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。
11．一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
12．一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。
13．デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号（最終改正：令和4年法律第68号））に定める音圧レベルの計量単位。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示1号（最終改正：平成27年環境省告示第66号））
「騒音規制法施行令」（昭和43年政令第324号（最終改正：令和3年政令第346号））
「特定建設作業において発生する騒音の規制に関する基準の別表第1号に規定する区域の指定について」（平成13年尼崎市告示第97号（最終改正：平成27年尼崎市告示第184号））
「建設工事（特定施設作業）に対する騒音・振動の規制について」（令和元年6月17日、尼崎市環境保全課）

表 3.1.41　騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分[1)]	時間の区分	
	昼　間 （６時～22時）	夜　間 （22時～翌日の６時）
a 区域及びｂ区域のうち１車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
ｂ区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域及びｃ区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域[2)]	75デシベル	70デシベル

（注）１．区域の区分は以下のとおりであり、図 3.1.19 に対応している。

a 区域：騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分（平成 13 年尼崎市告示第 95 号（最終改正：平成 30 年尼崎市告示第 143 号））において指定した地域のうち、第１種区域、第２種区域（都市計画法第８条第１項の規定に基づく第１種中高層住居専用地域及び第２種中高層住居専用地域に限る）

ｂ区域：騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分において指定した地域のうち、第２種区域（都市計画法第８条第１項の規定に基づく第１種中高層住居専用地域及び第２種中高層住居専用地域を除く）

ｃ区域：騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分において指定した地域のうち、第３種区域及び第４種区域

２．幹線交通を担う道路に近接する区域とは、２車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、２車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20mまでの範囲をいう。

３．デシベルとは、計量法（平成４年法律第 51 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））に定める音圧レベルの計量単位。

出典：「騒音規制法第 17 条第１項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号（最終改正：令和２年環境省令第９号））

「自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定について」（平成 13 年尼崎市告示第 98 号）

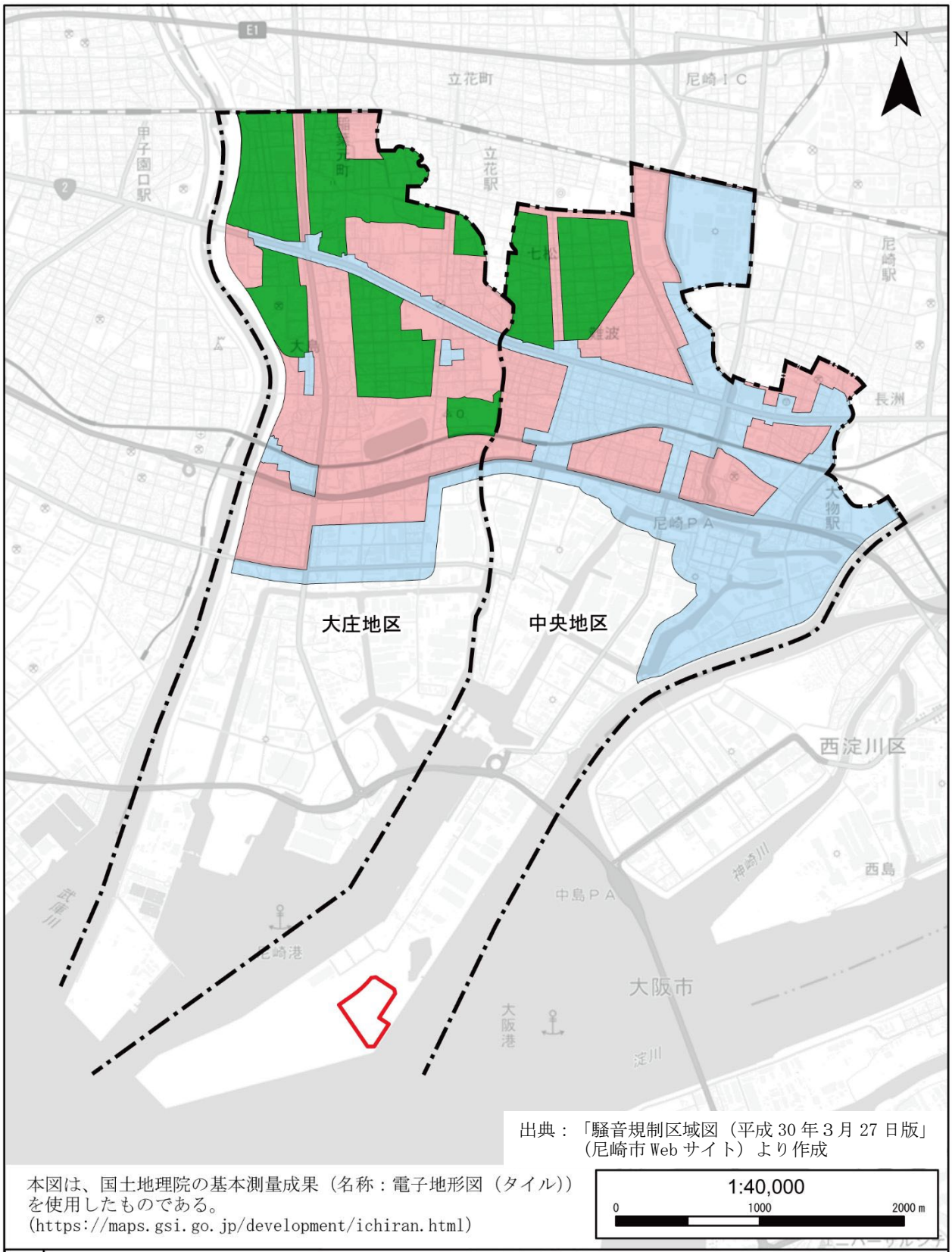

図 3.1.19　調査対象区域の自動車騒音の要請限度に係る区域の区分

(c) 振　動

(7) 振動規制法

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））による特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）において発生する振動、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準は、表 3.1.42～3.1.43 に示すとおりである。

道路交通振動の限度（指定地域内の道路交通振動が一定のレベル（限度）を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、市町村長が公安委員会に対して「道路交通法」の規定による措置や道路管理者に対して道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請することのできる値）は表 3.1.44 に、区域の区分は図 3.1.20 に示すとおりである。

表 3.1.42　特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	昼　間	夜　間
	８時から19時まで	19時から翌日の８時まで
第１種区域	60デシベル	55デシベル
第２種区域	65デシベル	60デシベル
備考：第１種区域及び第２種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号（最終改正：令和４年法律第77号））第１条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号（最終改正：令和４年法律第66号））第39条第１項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号（最終改正：令和元年法律第71号））第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号（最終改正：令和元年法律第26号））第２条第１項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号（最終改正：令和４年法律第68号））第20条の５に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号（最終改正：令和４年法律第40号））第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50ｍの区域内における基準は、この表の規定からそれぞれ５デシベルを減じた値とする。		

（注）デシベルとは、計量法（平成４年法律第 51 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））に定める音圧レベルの計量単位。

出典：「振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」（平成 13 年尼崎市告示第 99 号（最終改正：平成 30 年尼崎市告示第 144 号））
「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 100 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 185 号））
「工場・事業場等の騒音・振動の規制・届出（特定施設）について」（平成 28 年８月１日、尼崎市環境保全課）

表 3.1.43　特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

規制値・規制区域等区分 ＼ 特定建設作業の種類	振動の大きさ	作業ができない時間(夜間)		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		日曜日・休日における作業
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
1. くい打機[1]、くい抜機[2]又はくい打くい抜機[注3]を使用する作業	75デシベル以下	19時～翌日の7時	22時～翌日の6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと		禁止
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
3. 舗装版破砕機を使用する作業[4]								
4. ブレーカー[5]を使用する作業[4]								
備　考	作業場の敷地境界における値	原則として上の時間に作業を行ってはならない。		原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはならない。		原則として上の期間を超えて作業を行ってはならない。		原則として日曜・休日に作業を行ってはならない。

備考：第1号区域：平成13年尼崎市告示第95号で指定した第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号（最終改正：令和4年法律第77号））第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号（最終改正：令和4年法律第66号））第39条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号（最終改正：令和元年法律第71号））第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号（最終改正：令和元年法律第26号））第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号（最終改正：令和4年法律第68号））第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号（最終改正：令和4年法律第40号））第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。

第2号区域：第1号区域以外の区域で、工業専用地域は原則として除く。

（注）1．もんけん及び圧入式くい打機を除く。
2．油圧式くい抜機を除く。
3．圧入式くい打くい抜機を除く。
4．作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
5．手持式のものを除く。
6．デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号（最終改正：令和4年法律第68号））に定める振動加速度レベルの計量単位。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号（最終改正：令和3年環境省令第3号））
「振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に規定する区域の指定について」(平成13年尼崎市告示第101号（最終改正：平成27年尼崎市告示第186号））
「建設工事（特定建設作業）に対する騒音・振動の規制について」（令和元年6月17日、尼崎市環境保全課）

表 3.1.44　振動規制法に基づく道路交通振動の限度

区域の区分		昼　間	夜　間
		８時から19時まで	19時から翌日の８時まで
第１種区域	振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について（平成13年尼崎市告示第99号）において指定した地域のうち、第１種区域	65デシベル	60デシベル
第２種区域	振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について（平成13年尼崎市告示第99号）において指定した地域のうち、第２種区域	70デシベル	65デシベル

（注）１．デシベルとは、計量法（平成４年法律第 51 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））に定める振動加速度レベルの計量単位。
２．振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
３．振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる１日について、昼間及び夜間の区分ごとに１時間当り１回以上の測定を４時間以上行うものとする。
４．振動レベルは、５秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとに全てについて平均した数値とする。
５．区域の区分は、図 3.1.20 に対応している。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号（最終改正：令和３年環境省令第３号））
「振動規制法施行規則別表第２備考１の区域及び同表備考２の時間の指定について」（平成 13 年尼崎市告示第 102 号）

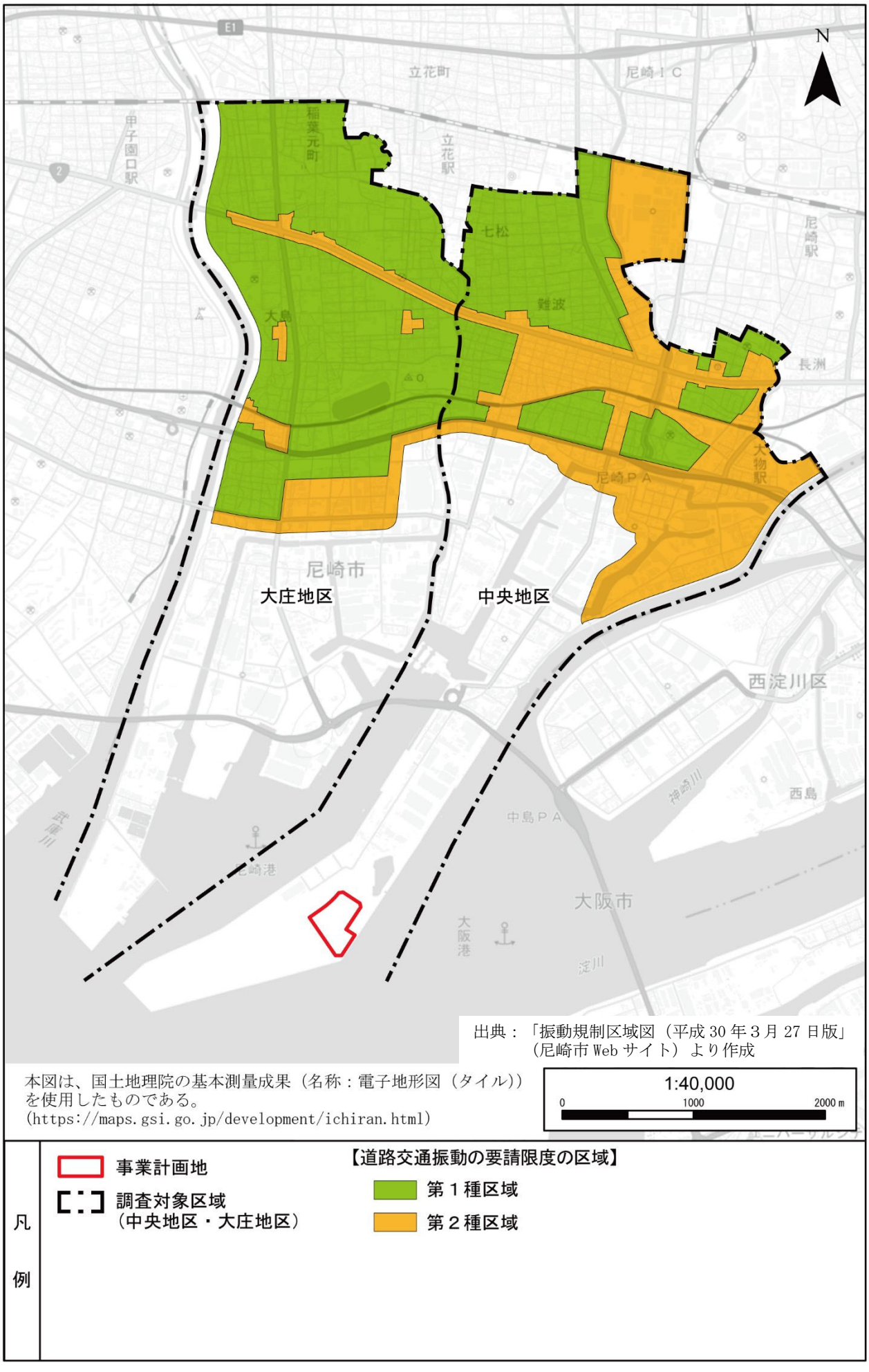

図 3.1.20　調査対象区域の道路交通振動要請限度に係る区域の区分

(d) 悪　臭

(ｱ) 悪臭防止法

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物質のうちアンモニア等 22 物質の特定悪臭物質濃度による規制又は多種多様な複合臭等に対応可能な、人の嗅覚（きゅうかく）を用いた臭気指数による規制が行われており、尼崎市では市内全域を対象として、特定悪臭物質について濃度規制が行われている。

敷地境界における特定悪臭物質濃度の規制基準は、表 3.1.45 に示すとおりである。

表 3.1.45　悪臭防止法に基づく特定悪臭物質濃度の規制基準

【敷地境界線】

特定悪臭物質	規制基準（ppm）
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号（最終改正：令和３年環境省令第３号））
「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 103 号）

(e) 水質汚濁

(ｱ) 環境基本法

「環境基本法」（平成５年法律第 91 号（最終改正：令和３年法律第 36 号））に基づく環境基準及び「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年尼崎市条例第 51 号（最終改正：令和２年尼崎市条例第 40 号））第 20 条第１項の規定に基づく尼崎市における環境上の基準等は、表 3.1.46～3.1.48 に示すとおりである。

調査対象区域の河川及び海域には、環境基準が設定された水質環境類型と、環境上の基準が設定された水域区分が指定されている。調査対象区域の水質環境類型指定及び水域区分は、表 3.1.49 に示すとおりである。

また、地下水の水質汚濁に係る環境基準及び環境上の基準は、表 3.1.50 に示すとおりである。

表 3.1.49　調査対象区域の水質環境類型及び水域区分

区　分	河川名等	環境基準水質環境類型	環境上の基準水域区分
河　川	庄下川	Ｃ類型	２級水域
	蓬川	―	２級水域
	左門殿川	Ｂ類型（生物Ｂ）	１級水域
海　域	大阪湾（閘門）	Ｃ類型（生物Ａ）	運　河
	大阪湾（尼崎港中央）	Ｃ類型（生物Ａ）	海　域
	大阪湾（尼崎港沖）	Ｃ類型（生物Ａ）	海　域

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和２年度）」（令和４年３月、尼崎市経済環境局）
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

表 3.1.46　人の健康の保護に関する環境基準及び環境上の基準

（単位：mg/L）

項　目	環境基本法に基づく 環境基準の基準値	尼崎市の環境をまもる条例に基づく 環境上の基準の基準値
カドミウム	0.003 以下	0.003 以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01 以下	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下	0.05 以下
砒素	0.01 以下	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
ＰＣＢ	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.002 以下
チウラム	0.006 以下	0.006 以下
シマジン	0.003 以下	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下
セレン	0.01 以下	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	10 以下
ふっ素	0.8 以下	0.8 以下
ほう素	1 以下	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.05 以下

（注）１．基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
２．「検出されないこと。」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
３．海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
４．硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格（以下「JIS」という。）K 0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、JIS K 0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
５．尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第１項の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号（最終改正：令和３年環境省告示第 62 号））
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

表 3.1.47(1)　生活環境の保全に関する環境基準及び環境上の基準

【河川（湖沼を除く）】（利用目的の適応性に対する基準）

項目 / 類型 / 水域区分		利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度 (pH) (−)	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	浮遊物質量 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
環境基本法	ＡＡ	水道１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	20 以下	—
	Ａ	水道２級 水産１級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	300 以下	—
	Ｂ	水道３級 水産２級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上	1,000 以下	—
	Ｃ	水産３級 工業用水１級 及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	—	—
	Ｄ	工業用水２級 農業用水 及びＥの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2 以上	—	—
	Ｅ	工業用水３級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 以上	—	—
尼崎市の環境をまもる条例	１級水域		6.5 以上 8.5 以下	3 以下	20 以下	5 以上	—	5,000 以下
	２級水域		6.5 以上 8.5 以下	5 以下	30 以下	5 以上	—	—
	３級水域		6.5 以上 8.5 以下	8 以下	50 以下	3 以上	—	—

（注）１．基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90％水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値とする。

２．「—」は、当該項目に基準が設定されていないことを示す。

３．水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100mL 以下とする。

４．水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

５．環境基本法における各利用目的は、以下に示すとおりである。

自然環境保全 ：自然探勝等の環境保全
水道１級 ：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２級 ：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道３級 ：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
水産１級 ：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水産２級 ：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
水産３級 ：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
工業用水１級 ：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級 ：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水３級 ：特殊の浄水操作を行うもの
環境保全 ：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

６．尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第１項の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号（最終改正：令和３年環境省告示第 62 号））

「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

表 3.1.47(2)　生活環境の保全に関する環境基準及び環境上の基準

【海　域】

項目 ＼ 類型 水域区分		利用目的の適応性	基準値					
			水素イオン濃度 (pH) (－)	化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	n-ヘキサン抽出物質（油分等） (－)
環境基本法	A	水産１級 水浴 自然環境保全及びＢ以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 以下	7.5 以上	300 以下	—	検出されないこと
	B	水産２級 工業用水 及びＣの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 以下	5 以上	—	—	検出されないこと
	C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 以下	2 以上	—	—	—
尼崎市の環境をまもる条例	運　河		7.0 以上 8.3 以下	8 以下	2 以上	—	—	—
	海　域		7.8 以上 8.3 以下	3 以下	5 以上	—	50,000 以下	検出されないこと

（注）１．自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20 CFU/100mL 以下とする。また、水産１級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100mL 以下とする。
２．「—」は、当該項目に基準が設定されていないことを示す。
３．環境基本法における各利用目的は、以下に示すとおりである。
自然環境保全：自然探勝等の環境保全
水産１級　　：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用
水産２級　　：ボラ、ノリ等の水産生物用
環境保全　　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
４．尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第１項の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号（最終改正：令和３年環境省告示第 62 号））
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

表 3.1.47(3)　生活環境の保全に関する環境基準及び環境上の基準

【海　域】

類型 水域区分 ＼ 項　目		利用目的の適応性	基準値(mg/L)	
			全窒素	全　燐
環境基本法	Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.2 以下	0.02 以下
	Ⅱ	水産１種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.3 以下	0.03 以下
	Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く。）	0.6 以下	0.05 以下
	Ⅳ	水産３種、工業用水、生物生息環境保全	1 以下	0.09 以下
尼崎市の環境をまもる条例	運　河		―	―
	海　域		1 以下	0.09 以下

（注）１．基準値は、年間平均値とする。
２．「―」は、当該項目に基準が設定されていないことを示す。
３．水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
４．各利用目的は、以下に示すとおりである。
自然環境保全　：自然探勝等の環境保全
水産１種　　：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産２種　　：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産３種　　：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度
５．尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第１項の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号（最終改正：令和３年環境省告示第 62 号））
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

表 3.1.48　生活環境の保全に関する環境基準

【河川（湖沼を除く）】（水生生物の生息状況の適応性に対する基準）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値（mg/L）		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

【海　域】

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値（mg/L）		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	水生生物の生息する水域	0.02 以下	0.001 以下	0.01 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 以下	0.0007 以下	0.006 以下

【海　域】

項目／類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値（mg/L）
		底層溶存酸素量
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全･再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 以上
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き､水生生物が生息できる場を保全･再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 以上
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全･再生する水域､再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 以上

（注）１．基準値は、年間平均値とする。
２．底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号（最終改正：令和３年環境省告示第 62 号））

表 3.1.50　地下水の水質汚濁に係る環境基準及び環境上の基準

（単位：mg/L）

項　目	環境基本法に基づく 環境基準の基準値	尼崎市の環境をまもる条例に基づく 環境上の基準の基準値
カドミウム	0.003 以下	0.003 以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01 以下	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下	0.05 以下
砒素	0.01 以下	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
ＰＣＢ	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下	0.002 以下
クロロエチレン[5)]	0.002 以下	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン[6)]	0.04 以下	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.002 以下
チウラム	0.006 以下	0.006 以下
シマジン	0.003 以下	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下
セレン	0.01 以下	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	10 以下
ふっ素	0.8 以下	0.8 以下
ほう素	1 以下	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.05 以下

（注）１．基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
２．「検出されないこと。」とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準（告示）の別表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
３．硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、JIS K 0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
４．1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
５．別名「塩化ビニル」又は「塩化ビニルモノマー」とも言われている。
６．「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成９年環境庁告示第 10 号）の改正（平成 21 年 11 月 30 日）により、シス-1,2-ジクロロエチレンはトランス-1,2-ジクロロエチレンとともに 1,2-ジクロロエチレンとして扱われることとなった。
７．尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第１項の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号（最終改正：令和３年環境省告示第 62 号））
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

(ｲ) ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））に基づく環境基準及び尼崎市の環境をまもる条例（平成 12 年尼崎市条例第 51 号（最終改正：令和２年尼崎市条例第 40 号））第 20 条第１項の規定に基づく環境上の基準は、表 3.1.51 に示すとおりである。

表 3.1.51　ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準及び環境上の基準

項　　目		ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の基準値	尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準の基準値
ダイオキシン類	水質（水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/L 以下	1 pg-TEQ/L 以下
	水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	150 pg-TEQ/g 以下

（注）１．基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
２．水質の汚濁（水底の底質を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
３．水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
４．水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
５．尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法、基準値等の解釈は、ダイオキシン類対策特別措置法第７条の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号（最終改正：令和４年環境省告示第 89 号））
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

(ｳ) 水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））、「水質汚濁防止法第３条第３項の排水基準に関する条例」（昭和 49 年兵庫県条例第 18 号（最終改正：令和元年兵庫県条例第 19 号））、「環境の保全と創造に関する条例」（平成７年兵庫県条例第 28 号（最終改正：令和元年兵庫県条例第 13 号））による公共用水域に排出水を排出する特定事業場（汚水又は廃液を排出する一定の施設（特定施設）を設置する工場又は事業場）に係る排水基準は、表 3.1.52～3.1.53 に示すとおりである。

また、水質汚濁防止法に基づく、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設から地下への浸透を防止するのための特定地下浸透水の要件は、表 3.1.54 に示すとおりである。

(ｴ) 瀬戸内海環境保全特別措置法

「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））第５条第１項では、工場又は事業場から公共用水域に日最大 50 ㎥以上の水を排出する者が特定施設を設置しようとするときは、周辺公共用水域へ及ぼす影響を事前に評価した事前評価書を添付した許可申請書を知事（尼崎市の場合は市長）に提出し、許可を得なければならないとされている。

兵庫県では、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））第４条の３及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」第 12 条の３第２項の規定により「第８次水質総量削減計画」（平成 28 年、兵庫県）を策定し、水質汚濁負荷削減のための対策を推進している。

調査対象区域は、瀬戸内海環境保全特別措置法の対象となっている。

表 3.1.52　水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）

項　　目	基　準　値（mg/L）		
	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法第３条第３項の排水基準に関する条例	環境の保全と創造に関する条例
カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.05
シアン化合物	1	0.3	1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1	0.3	1
鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	0.5	0.1	0.5
砒素及びその化合物	0.1	0.05	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	—	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003	—	0.003
トリクロロエチレン	0.1	—	0.3
テトラクロロエチレン	0.1	—	0.1
ジクロロメタン	0.2	—	0.2
四塩化炭素	0.02	—	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	—	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1	—	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	—	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	—	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	—	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02	—	0.02
チウラム	0.06	—	0.06
シマジン	0 03	—	0.03
チオベンカルブ	0.2	—	0.2
ベンゼン	0.1	—	0.1
セレン及びその化合物	0.1	—	0.1
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域：10 海域：230	—	—
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域：8 海域：15	3	15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100	—	—
1,4-ジオキサン	0.5	—	—

（注）「—」は、基準値が設定されていないことを示す。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号（最終改正：令和 4 年環境省令第 17 号））
「水質汚濁防止法第３条第３項の排水基準に関する条例」（昭和 49 年兵庫県条例第 18 号（最終改正：令和元年兵庫県条例第 19 号））
「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年兵庫県条例第 28 号（最終改正：令和元年兵庫県条例第 13 号））

表 3.1.53　水質汚濁防止法等に基づく排水基準（生活環境に係る排水基準）

項　　目	基　準　値				
	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法第３条第３項の規定に基づく排水基準に関する条例			環境の保全と創造に関する条例
		日平均排出量			
		30㎥以上100㎥未満	100㎥以上400㎥未満	400㎥以上	
水素イオン濃度（水素指数）　(pH)	5.8～8.6 海域は5.0～9.0	―			5.8～8.6 海域は5.0～9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)（mg/L）	160 (120)	40 (30)	30 (20)	20 (10)	100 (80)
化学的酸素要求量(COD)　(mg/L)	160 (120)	40 (30)	30 (20)	20 (10)	100 (80)
浮遊物質量(SS)　(mg/L)	200 (150)	50 (40)	40 (30)	30 (20)	90 (70)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）　(mg/L)	5	1			5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有址）　(mg/L)	30	5			20
フェノール類含有量　(mg/L)	5	0.1			5
銅含有量　(mg/L)	3	0.5			3
亜鉛含有量　(mg/L)	2	1.5			5
溶解性鉄含有量　(mg/L)	10	2			10
溶解性マンガン含有量　(mg/L)	10	2			10
クロム含有量　(mg/L)	2	0.6			2
大腸菌群数　(個／㎤)	(3,000)	(800)			(3,000)
窒素含有量　(mg/L)	120 (60)	―			―
燐含有量　(mg/L)	16 (8)	―			―

備考：１．表中の(　)内の数値は、日間平均値を示す。
日間平均による許容限度は、１日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
２．水質汚濁防止法に基づく排水基準は、１日当たりの平均的な排出水の量が50㎥以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
３．水質汚濁防止法第３条第３項の規定に基づく排水基準を定める条例における適用すべき区域は、漁業法（昭和24年法律第267号）第109条第２項に規定する瀬戸内海の海域及びこれに流入する公共用水域で、兵庫県の区域に属する区域とする。また、日平均排水量30㎥以上の特定事業場が対象となる。
４．生物学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排水には適用しない。

（注）「―」は、基準値が設定されていないことを示す。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号（最終改正：令和 4 年環境省令第 17 号））
「水質汚濁防止法第３条第３項の規定に基づく排水基準に関する条例」（昭和 49 年兵庫県条例第 18 号（最終改正：令和元年兵庫県条例第 19 号））
「環境の保全と創造に関する条例」（平成７年兵庫県条例第 28 号（最終改正：令和元年兵庫県条例第 13 号））
「水質関係規制法令の手引き」（令和４年３月、尼崎市経済環境局環境部環境保全課）

表 3.1.54　水質汚濁防止法に基づく特定地下浸透水の要件

項　　目		要件（mg/L）
カドミウム及びその化合物		0.001
シアン化合物		0.1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）		0.1
鉛及びその化合物		0.005
六価クロム化合物		0.04
砒素及びその化合物		0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005
アルキル水銀化合物		0.0005
ポリ塩化ビフェニル		0.0005
トリクロロエチレン		0.002
テトラクロロエチレン		0.0005
ジクロロメタン		0.002
四塩化炭素		0.0002
1,2-ジクロロエタン		0.0004
1,1-ジクロロエチレン		0.002
1,2-ジクロロエチレン		0.004
1,1,1-トリクロロエタン		0.0005
1,1,2-トリクロロエタン		0.0006
1,3-ジクロロプロペン		0.0002
チウラム		0.0006
シマジン		0.0003
チオベンカルブ		0.002
ベンゼン		0.001
セレン及びその化合物		0.002
ほう素及びその化合物		0.2
ふっ素及びその化合物		0.2
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物 亜硝酸化合物 硝酸化合物	0.7 0.2 0.2
塩化ビニルモノマー		0.0002
1.4-ジオキサン		0.005

出典：「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」（平成元年環境庁告示第39号（最終改正：平成24年環境省告示第87号））

(ｵ) 下水道法

「下水道法」（昭和 33 年法律第 79 号（最終改正：令和４年法律第 44 号））及び「尼崎市下水道条例」（昭和 35 年尼崎市条例第 21 号（最終改正：平成 31 年尼崎市条例第 26 号））による、特定事業場に係る下水排除基準は、表 3.1.55 に示すとおりである。

表 3.1.55(1) 特定事業場に係る下水排除基準

項　　目	下水道法に基づく排除基準	尼崎市下水道条例に基づく排除基準
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	―
シアン化合物	1 mg/L 以下	―
有機燐化合物	1 mg/L 以下	―
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	―
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	―
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	―
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	―
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/L 以下	―
トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	―
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	―
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	―
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	―
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	―
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	―
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	―
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	―
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	―
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	―
チウラム	0.06 mg/L 以下	―
シマジン	0.03 mg/L 以下	―
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	―
ベンゼン	0.1 mg/L 以下	―
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	―
ほう素及びその化合物	230 mg/L 以下 (10 mg/L 以下)	―
ふっ素及びその化合物	15 mg/L 以下 (8 mg/L 以下)	―
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	―
フェノール類	5 mg/L 以下	―
銅及びその化合物	3 mg/L 以下	―
亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下	―
鉄及びその化合物（溶解性）	10 mg/L 以下	―
マンガン及びその化合物（溶解性）	10 mg/L 以下	―
クロム及びその化合物	2 mg/L 以下	―

（注）１．表中の「―」は、当該項目に排除基準が設定されていないことを示す。
２．ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の( )は、「下水道法施行令（下水道法の規定に基づく下水排除基準）」における河川その他の公共の水域（海域以外）を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準である。

出典：「下水道法施行令」（昭和 34 年政令第 147 号（最終改正：令和４年政令第 248 号））
「尼崎市下水道条例」（昭和 35 年条例第 21 号（最終改正：平成 31 年条例第 26 号））

表 3.1.55(2)　特定事業場に係る下水排除基準

項　　目		下水道法に基づく排除基準	尼崎市下水道条例に基づく排除基準
ダイオキシン類		10 pg-TEQ/L 以下	―
温度		45 ℃未満	―
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		380 mg/L 未満	―
水素イオン濃度（pH）		５を超え９未満	５を超え９以下
生物化学的酸素要求量（BOD）		５日間に 600 mg/L 未満	５日間に 600 mg/L 以下
浮遊物質量（SS）		600 mg/L 未満	600 mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下
	動植物油脂類含有量	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下
窒素含有量		240 mg/L 未満	―
燐含有量		32 mg/L 未満	―

（注）１．表中の「―」は、当該項目に排除基準が設定されていないことを示す。
２．ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の（ ）は、「下水道法施行令（下水道法の規定に基づく下水排除基準）」における河川その他の公共の水域（海域以外）を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準である。

出典：「下水道法施行令」（昭和 34 年政令第 147 号（最終改正：令和４年政令第 248 号））
「尼崎市下水道条例」（昭和 35 年条例第 21 号（最終改正：平成 31 年条例第 26 号））

(f)　土壌汚染

(ｱ)　環境基本法

「環境基本法」（平成５年法律第 91 号（最終改正：令和３年法律第 36 号））に基づく環境基準及び「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年尼崎市条例第 51 号（最終改正：令和２年尼崎市条例第 40 号））第 20 条第１項の規定に基づく環境上の基準は、表 3.1.56 に示すとおりである。

土壌の汚染に係る環境基準は、環境としての土壌が果たしている機能（土壌環境機能）が多様であることを踏まえ､水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準項目について、地下水等への溶出量の基準として定められたものと、農用地においては、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号（最終改正：平成 23 年法律第 105 号））上の特定有害物質（カドミウム、砒素、銅）について米又は土壌含有量の基準として定められたものがある。

(ｲ)　ダイオキシン類対策特別措置法

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号(最終改正:令和４年法律第 68 号))に基づく環境基準及び「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年尼崎市条例第 51 号（最終改正：令和２年尼崎市条例第 40 号））第 20 条第１項の規定に基づく環境上の基準は、表 3.1.57 に示すとおりである。

表 3.1.56　土壌の汚染に係る環境基準及び環境上の基準

項　　目	環境基本法に基づく 環境基準の基準値	尼崎市の環境をまもる条例に基づく 環境上の基準の基準値
カドミウム	検液1Lにつき0.003 mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4 mg以下であること	検液1Lにつき0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4 mg以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
鉛	検液1Lにつき0.01 mg以下であること	検液1Lにつき0.01 mg以下であること
六価クロム	検液1Lにつき0.05 mg以下であること	検液1Lにつき0.05 mg以下であること
砒素	検液1Lにつき0.01 mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15 mg未満であること	検液1Lにつき0.01 mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15 mg未満であること
総水銀	検液1Lにつき0.0005 mg以下であること	検液1Lにつき0.0005 mg以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125 mg未満であること	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125 mg未満であること
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02 mg以下であること	検液1Lにつき0.02 mg以下であること
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002 mg以下であること	検液1Lにつき0.002 mg以下であること
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002 mg以下であること	―
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004 mg以下であること	検液1Lにつき0.004 mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1 mg以下であること	検液1Lにつき0.1 mg以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04 mg以下であること	検液1Lにつき0.04 mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006 mg以下であること	検液1Lにつき0.006 mg以下であること
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01 mg以下であること	検液1Lにつき0.03 mg以下であること
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01 mg以下であること	検液1Lにつき0.01 mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002 mg以下であること	検液1Lにつき0.002 mg以下であること
チウラム	検液1Lにつき0.006 mg以下であること	検液1Lにつき0.006 mg以下であること
シマジン	検液1Lにつき0.003 mg以下であること	検液1Lにつき0.003 mg以下であること
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02 mg以下であること	検液1Lにつき0.02 mg以下であること
ベンゼン	検液1Lにつき0.01 mg以下であること	検液1Lにつき0.01 mg以下であること
セレン	検液1Lにつき0.01 mg以下であること	検液1Lにつき0.01 mg以下であること
ふっ素	検液1Lにつき0.8 mg以下であること	検液1Lにつき0.8 mg以下であること
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05 mg以下であること	―

（注）１．クロロエチレンは、別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー。
２．「―」は、基準値がないことを示す。
３．環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては、環境省の環境基準（付表）に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
４．カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
５．「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
６．有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。
７．1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
８．尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「土壌汚染環境基準」（平成3年環境庁告示第46号（最終改正：令和2年環境省告示第44号））
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成13年尼崎市告示第26号（最終改正：平成27年尼崎市告示第142号））

表 3.1.57　ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

項　　目	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の基準値	尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準の基準値
ダイオキシン類	1,000 pg-TEQ/g 以下	1,000 pg-TEQ/g 以下

（注）１．基準値は、2,3,7,8-四塩化シベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
２．環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
３．土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム執拗分析計により測定する方法（環境省の環境基準（別表）に掲げる測定方法を除く。以下、「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下、「簡易測定値」という。）に２を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を環境省（別表）に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
４．環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に２を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。
５．尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法、基準値等の解釈は、ダイオキシン類対策特別措置法第７条の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号（最終改正：平成 21 年環境省告示第 11 号））
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

(4) 環境保全に関する計画等

(a) 第５次兵庫県環境基本計画（平成 31 年２月）

兵庫県は、「環境の保全と創造に関する条例」（平成７年兵庫県条例第 28 号（最終改正：令和元年兵庫県条例第 13 号））第６条に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進する環境基本計画を策定している。

兵庫県では、平成８年６月に「兵庫県環境基本計画」が策定された。その後、環境を巡る近年の動向を踏まえて全面的に見直しが進められ、平成 14 年５月に「新兵庫県環境基本計画」、平成 20 年２月に「第３次兵庫県環境基本計画」を経て、平成 26 年３月におおむね 10 年間を計画期間として「第４次兵庫県環境基本計画」が策定された。しかし、計画の策定からおおむね５年が経過し、兵庫県の環境を取り巻く状況が大きく変化していることから、社会情勢や環境課題の変化に適切に対応し、目指すべき持続可能な社会の将来像及び重点的に取り組むべき施策を明らかにするため、平成 31 年２月に「第５次兵庫県環境基本計画」が策定された。

本計画では、目指すべき将来像に向けて「第４次兵庫県環境基本計画」の施策体系を継承した３つの施策体系を推進し、基本理念を踏まえた今後の環境施策の展開の基本的な考え方や重要となる視点を整理し、兵庫県が目指すべき持続可能な社会の将来像及び重点的に取り組むべき施策を明らかにしている。第５次兵庫県環境基本計画の概要は、表 3.1.58 に示すとおりである。

表 3.1.58　第５次兵庫県環境基本計画の概要

項　目	概　　要
計画期間	平成30年度から令和12年度 （おおむね10年間）原則として５年ごとに見直しを実施
基本理念	環境を優先する社会へ地域が先導し、”恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ ● 地域資源の循環とネットワーク化 ● 環境・経済・社会の統合的向上 ● 地域力の発揮 ● 恵み豊かなふるさとひょうごの実現
目　　的	(1)　健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より一層有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進する。 (2)　県民、事業者、行政（国、県及び各市町（以下同様））、地域団体、NPOなどの各主体が、目標を共有し、それぞれの役割分担のもとに「参画と協働」を推進し、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づける。
施策体系	(1)　県民の活動の「場」として「くらし」「しごと」「まち」「さと」の４つの柱で施策を整理し、県民の積極的な取組を促進 (2)　「低炭素」「自然共生」「資源循環」「安全・快適」という環境分野を県民の活動の「場」ごとに整理し、複合的に施策を推進 (3)　環境課題への全県的な対策と併せ、各主体が協働し地域の特性を生かして取り組む「地域力」を環境づくりの基盤として位置付け、環境保全・創造の取組を総合的に推進
今後の施策展開において重要となる視点	視点１　分野横断的な取組の推進（６つの方針） 方針① 環境・経済・社会の統合的向上 方針② 環境の視点からの地域創生の実現 方針③ 対話と連携・ネットワークの重視 方針④ 持続可能な社会づくりを先導する人材育成の強化 方針⑤ 技術革新（イノベーション）の普及・活用 方針⑥ 強靭性（レジリエンス）の向上 視点２　SDGsの考え方の活用 視点３　重み付けした指標による適切な進捗管理

(b)　尼崎市環境基本計画（平成 26 年３月策定（平成 31 年３月加筆修正、令和３年３月加筆修正））

尼崎市は、「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年尼崎市条例第 51 号（最終改正：令和２年尼崎市条例第 40 号））第６条に基づく良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として「尼崎市環境基本計画」を策定している。

尼崎市は、平成 15 年に「尼崎市環境基本計画」（前計画）を策定し、環境問題への関心の高まりを背景に、公害対策に加え、地球温暖化や廃棄物の増大などへの対応を明確にして、計画を推進してきた。その後、前計画の策定から 10 年が経過し、国においても環境基本計画の改定が行われるなど、環境を取り巻く状況が大きく変化したことから、平成 26 年３月に「尼崎市環境基本計画」が策定された。

本計画は、「ECO 未来都市　あまがさき」を目指す環境像とし、市民・事業者･市の環境への想いを実現するために３つの視点から６つの目標を定めるとともに、市民一人一人のライフスタイルの変革や、環境関連産業の活性化などを進め、市内のあらゆる場面で環境が活きづく持続可能なまちを目指している。尼崎市環境基本計画の概要は、表 3.1.59 に示すとおりである。

表 3.1.59　尼崎市環境基本計画の概要

項　目	概　　要
計画期間	平成26年度から令和５年度(10年間) 必要に応じて見直しを実施
目指す環境像	ECO未来都市　あまがさき
視点と目標	視点(1)　生活・生存の基盤を確保します 目標１：低炭素社会の形成 目標２：循環型社会の形成 目標３：安全で快適な生活環境の保全 目標４：多様な生き物の生息環境の保全 視点(2)　尼崎らしさを活かしながら取り組みます 目標５：環境と経済の共生 視点(3)　市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たします 目標６：環境意識の向上・行動の輪の拡大

(c) 兵庫地域公害防止計画（平成 24 年３月）

兵庫県は、「環境基本法」（平成５年法律第 91 号（最終改正：令和３年法律第 36 号））第 17 条により、現に公害が著しい、又は著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、公害の防止を目的として定められる「兵庫地域公害防止計画」を策定している。

兵庫県は、昭和 47 年度からは兵庫県東部地域において、昭和 48 年度からは播磨南部地域において、また、昭和 49 年度からは神戸地域において、それぞれ４度にわたり、公害防止計画を策定し、実施してきた。さらに、平成４年度からは、これら３地域を一本化し、兵庫地域公害防止計画として４度にわたり計画が策定され、公害の防止に関する諸施策を推進してきた。

本計画では、当地域の実情を鑑み、特に重点的に解決を図るべき公害防止計画の主要課題を交通公害及び海域の水質汚濁とし、それに対し達成目標を掲げて、公害防止に関する施策を講ずることにより、環境基準の達成していない地点について環境基準の達成を図るとともに、環境基準を達成した項目については環境基準の達成を継続していくこととしている。兵庫地域公害防止計画の概要は、表 3.1.60 に示すとおりである。

表 3.1.60　兵庫地域公害防止計画の概要

項　目	概　　要	
策定地域	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市及び川西市の区域（平成23年４月１日現在の区域）	
計画の期間	平成23年度から令和２年度(10年間)	
計画の主要課題	(1) 交通公害 国道43号をはじめとする大気汚染及び騒音の著しい道路沿道や山陽新幹線鉄道沿線における交通公害の防止を図る。 (2) 海域の水質汚濁 大阪湾等のＣＯＤに係る水質汚濁の防止を図る。	
主要課題	達成目標	今後講ずる施策
交通公害	① 自動車交通公害対策 阪神地域の主要３幹線道路沿道における自動車排出ガスに係る大気汚染及び騒音については、右記の施策を講ずることにより、環境基準を達成していない地点について、環境基準の達成を図る。	● 自動車単体対策の推進 ● 車両規制の推進 ● ディーゼル自動車等運行規制の実施 ● 低公害車等の普及促進 ● 交通需要の調整・低減 ● 交通流対策の推進 ● 道路構造等対策 ● 調査・測定 ● 普及啓発活動の推進
	② 山陽新幹線鉄道沿線における騒音対策 新幹線沿線における騒音については、右記の施策を講ずることにより、環境基準の早期達成をめざす。	●発生源対策 ● 沿線土地利用対策 ● 新幹線公害対策連絡会等の開催 ● 調査研究・普及啓発
海域の水質汚濁	海域のＣＯＤについて、環境基準の達成を図る。また、大阪湾の全窒素及び全燐については、全水域において平成22年度は環境基準を達成しているものの、大阪湾(ハ)(Ⅱ類型) の全燐の水質は環境基準(0.03mg/L)前後で経年推移しており、安定的な環境基準達成の状況となっていないことから、海域の状況に応じ、全窒素及び全燐の環境基準の達成を維持していく。 このため、排水基準及び総量規制基準の遵守徹底等の対策を総合的に推進する。 広域的な環境問題に対しては、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等と協力し、関係機関との連携を図りながら対策の推進に努める。	●水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守徹底 ●水質総量削減計画の推進 ● 流出油等対策

(d) 兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（改訂版）（平成25年３月）

兵庫県は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成４年法律第 70 号（最終改正：令和元年法律第 14 号））第６条及び第８条により、11 市２町の区域が自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量を削減するための窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されている。また、本法第７条及び第９条に基づき、対策地域に関わる対策を、県民、事業者、行政等の参画と協働のもとに推進するため、「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定している。

兵庫県は、平成 15 年８月に「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（前計画）」を策定している。中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会で、本法の基本方針の見直しについて検討が行われ、以降も対策の継続が必要であること等が指摘されたため、平成 23 年３月に基本方針が変更された。これを受け、現行計画の改定が必要となり、兵庫県は、平成 25 年３月に「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定している。

本計画では、自動車排出窒素酸化物、自動車排出粒子状物質の総量を令和２年度までに大気環境基準を確保することを目標に削減量を設定し、地球温暖化防止対策関係機関とも連携、推進を図っている。兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の概要は、表 3.1.61 に示すとおりである。

表 3.1.61　兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の概要

<table>
<tr><th>項　目</th><th colspan="3">概　　要</th></tr>
<tr><td>計画の対象地域</td><td colspan="3">神戸市、姫路市（平成 18 年３月の市町合併前の家島町、夢前町、香寺町、安富町を除く）、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、加古郡播磨町、揖保郡太子町の区域</td></tr>
<tr><td>期　間</td><td colspan="3">平成 25 年度から令和２年度</td></tr>
<tr><td>計画の目標</td><td colspan="3">対策地域において、二酸化窒素については平成 32 年度（令和２年度）までに二酸化窒素に係る大気環境基準を確保すること、浮遊粒子状物質については平成 32 年度（令和２年度）までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより、浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを計画の目標とする。
ただし、平成 27 年度までに、すべての監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するよう最善を尽くす。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">目標達成に必要な削減量</td><td rowspan="2">自動車排出窒素酸化物の総量</td><td>平成27年度注)</td><td>9,390 t/年</td></tr>
<tr><td>令和２年度</td><td>6,556 t/年</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自動車排出粒子状物質の総量</td><td>平成27年度注)</td><td>526 t/年</td></tr>
<tr><td>令和２年度</td><td>401 t/年</td></tr>
<tr><td>計画達成の方途</td><td colspan="3">１．自動車単体対策の推進
２．車種規制の実施
３．運行規制の実施
４．低公害車の普及促進
５．交通需要の調整・低減
６．交通流対策の推進
７．局地汚染対策の推進
８．普及啓発活動の推進</td></tr>
</table>

（注）　平成 27 年度までに、すべての監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するための目標。

(e) 兵庫県地球温暖化対策推進計画（令和４年３月）

兵庫県は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」として「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を策定している。

兵庫県は、「気候変動に関する国際連合枠組条約」（平成６年条約第６号）の発効を踏まえ、平成８年（1996 年）３月に「兵庫県地球温暖化防止地域推進計画」を策定（第１次計画）し、地球温暖化対策に取り組んできた。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定を受け、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」（平成 12 年（2000 年）７月）を策定（第２次計画）し、取組を進めてきた。その後、継続して地球温暖化対策に取り組むために、平成 26 年（2014 年）３月に「第３次兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定し、さらに、COP21 で採択された「パリ協定」や国が決定した「地球温暖化対策計画」などの動きを受け、2030 年度を見据えた新たな計画として、平成 29 年（2017 年）３月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」（第４次計画）を策定した。

その後、令和２年（2020 年）10 月に国は「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。」と宣言し、国内における脱炭素化への動きを一気に加速させた。令和３年（2021 年）10 月に国は「地球温暖化対策推進計画」を改訂し、2030 年度において温室効果ガスを 2013 年度比 46％削減することを目指し、さらに 50％の高みに向けて挑戦を続けていく削減目標を定めるとともに、「第６次エネルギー基本計画」が策定され、2030 年度の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合が大きく引き上げられた。

兵庫県では、令和３年（2021 年）３月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を改訂（第５次計画）し、2050 年カーボンニュートラルに向けた 2030 年度目標を強化したが、このような状況を踏まえ、2030 年度目標の再検討を行い、令和４年（2022 年）３月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画～脱炭素社会に向けて～」を策定し、計画の目標を「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロをゴールとし、再生可能エネルギーの導入など県民・事業者・団体・行政等が一体となり、2030 年度 48％削減（2013 年度比）の達成に向け取り組むとともに、さらなる高みを目指す。」とした。

本計画は、国が決定した「地球温暖化対策計画」に基づく対策に加えて県独自の取組を積極的に盛り込み、中長期的に国目標を上回る県内の温室効果ガスの大幅な削減を目指すものとしている。

また、「第５次兵庫県環境基本計画（2019 年２月策定）」で目指すこととしている“恵み豊かなふるさとひょうご”の実現に向け、同計画で定める施策分野の一つである「低炭素」を「脱炭素」へと積極的に進めていくための分野計画としても位置付け、環境関連の個別計画や他の分野別関連計画との整合を図ることとなっている。

兵庫県地球温暖化対策推進計画の概要は、表 3.1.62 に示すとおりである。

表 3.1.62　兵庫県地球温暖化対策推進計画の概要

項　目	概　　要
計画の対象期間	2030 年度（令和 12 年度）まで
目指す 2050 年の将来像	気候変動による影響は、自然災害の頻発化・激甚化や農林水産物、自然生態系への影響など確実に現れつつあり、こうした状況は、我々人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」というべきである。二酸化炭素の排出を抑制することが世界共通の喫緊の課題となっており、安心して暮らせる持続可能な社会を次世代に引き継ぐため、長期的な将来像として「2050 年二酸化炭素排出量実績ゼロ」の社会を目指す。
温室効果ガス削減目標	最終目標：2030 年度温室効果ガス削減目標 2013 年度比で 35～38%削減（第５次計画の目標値） ↓ 2013 年度比で 48%削減（新目標値） 2050 年に二酸化炭素排出量実質ゼロ。
再生可能エネルギー導入目標	2020 年度再エネ導入実績：再エネによる発電量 47 億 kWh （再エネ比率 1) 約 13%）
	2030 年度再エネ導入目標：再エネによる発電量 80 億 kWh（第５次計画の目標値） （再エネ比率 1) 約 22%2) ） ↓ 再エネによる発電量 100 億 kWh（新目標値） （再エネ比率 1) 約 30%3) ）
2030年度温室効果ガス削減目標達成に向けた方針	方針１　2050 年カーボンニュートラル 4)に向けた温室効果ガス排出削減 方針２　再生可能エネルギーの導入拡大 方針３　地域循環共生圏の創出 方針４　暮らしの中での省エネや資源循環 方針５　豊かな森づくりなど森林等の保全と創造 方針６　人材育成とグリーンイノベーションへの支援

（注）１．2030 年度の県内年間消費電力量に対する再生可能エネルギーによる発電量が占める割合を示す。
２．2030 年度の県内年間消費電力量を 2019 年度実績並と想定している。
３．2030 年度の県内年間消費電力量は、2019 年度実績に、国の第６次エネルギー基本計画における総発電電力量の削減率（2019～2030 年度）を考慮している。なお、国の目標（2030 年度の電源構成比：再エネ 36～38%)は、既存の大規模水力発電を 10%程度含む。
４．カーボンニュートラル：バイオマスは、生物が光合成によって生成した有機物であり、バイオマスの燃焼等により排出される CO_2 は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した CO_2 であることから、ライフサイクルの中では大気中の CO_2 を増加させないという考え方。

(f) 尼崎市地球温暖化対策推進計画（平成 31 年３月（令和４年３月一部改訂））

尼崎市は、「地球環境を守るわたしたちの行動計画（ローカルアジェンダ 21 あまがさき）」（平成８年（1996 年））や「尼崎市環境基本計画（前計画）」（第１次：平成 15 年（2003 年）、第２次：平成 25 年（2013 年））を策定し、地球温暖化など地球規模の課題に対する取組を進めてきた。「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））の制定以降は、法令に基づき、「尼崎市地球温暖化対策地域推進計画（前計画）」（第１次：平成 19 年（2007 年）、第２次：平成 23 年（2011 年））を策定し、取組を進めてきた。また、平成 25 年（2013 年）には、国から「環境モデル都市」の選定を受け、「尼崎市環境モデル都市アクションプラン」（平成 26 年（2014 年））に具体的な取組の道筋が示された。

尼崎市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として、また、国から選定を受けている環境モデル都市の具体的な取組の道筋である「環境モデル都市アクションプラン」、「気候変動適応法」（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を兼ねるものとして、「尼崎市地球温暖化対策推進計画」（平成 31 年（2019 年）３月（令和４年３月一部改訂））を策定している。

本計画では、基本理念「私たちのエネルギーを賢く活かせるまち　あまがさき」を実現するため削減目標を設定し、二酸化炭素排出量を削減していくため「エネルギー」の量や質に着目した取組を行うとともに、排出された温室効果ガスによって引き起こされる地球温暖化（気候変動）の影響・被害に備えていくために５つの取組の視点と４つの取組方針を設けている。

さらに、尼崎市は、2050 年までに脱炭素社会の実現を目指すため、二酸化炭素排出量の削減可能量を積み上げて削減目標を設定する考え方（フォアキャスト）から、2050 年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするために必要となる削減量を設定する考え方（バックキャスト）に転換し、令和３年（2021 年）６月に「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明し、新たな削減目標を設定している。

尼崎市地球温暖化対策推進計画の概要は、表 3.1.63 に示すとおりである。

表 3.1.63　尼崎市地球温暖化対策推進計画の概要

項　目	概　　要	
計画期間	2019 年度（令和元年度）から 2030 年（令和 12 年度）（12 年間） 必要に応じて見直しを実施	
基本理念	私たちのエネルギーを賢く活かせるまち　あまがさき	
削減目標	2030 年度の二酸化炭素排出量を 2013 年度比で 50%以上削減 （部門別削減目標） • 産業部門　：49.4% • 業務その他部門　：49.9% • 家庭部門　：61.4% • 運輸部門　：38.8% • その他（廃棄物など）：53.9%	
エネルギーに関する指標	2030 年度のエネルギー使用量：26,752 TJ 2030 年度の電力排出係数　：0.25 kg-CO_2/kWh （部門別の指標） • 産業部門　：　702 kg-CO_2/百万円 • 業務その他部門：　94 kg-CO_2/㎡ • 家庭部門　：1,108 kg-CO_2/世帯	
取組の視点	視点１：エネルギーをなるべく使わない 視点２：エネルギーを無駄なく・効率よく活かす 視点３：エネルギー源を選ぶ 視点４：エネルギーを管理・調整する 視点５：地球温暖化の影響を知り、備える	
施　　策	（緩和策）	取組方針１：環境に配慮した生活・事業の促進 取組方針２：省エネ型建築物・設備の普及 取組方針３：効率的なエネルギー利用のできる都市への転換
	（適応策）	取組方針４：気候変動の影響・被害に関する情報収集・備えの推進

(g) 兵庫県廃棄物処理計画（平成 30 年８月改定）

兵庫県は、「持続可能な循環型社会」の実現に向けた取組を県民、事業者、行政の参画と協働のもと、具体的に進めていくため、「兵庫県廃棄物処理計画」（平成 14 年（2002 年）３月）を策定している。その後、５年ごと(平成 19 年（2007 年）４月、平成 25 年（2013 年）３月）に計画を策定し、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理に取り組んできた。これまでの廃棄物の発生抑制・リサイクル推進の取組等を評価し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））や各種リサイクル法の改正、廃棄物処理の基本的方針の変更などの動向を踏まえ、循環型社会の実現に向け更なる取組を進めるため、平成 30 年(2018 年）８月に「兵庫県廃棄物処理計画」を改定している。また、災害廃棄物対策の手順を整理し、準備するため、本計画とは別冊で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第５条の５の規定に基づき、「兵庫県災害廃棄物処理計画」を策定している。

兵庫県廃棄物処理計画の概要は、表 3.1.64 に示すとおりである。

表 3.1.64　兵庫県廃棄物処理計画の概要

<table>
<tr><td>項　目</td><td>概　　要</td></tr>
<tr><td>計画の目標年次</td><td>令和７年度（2025 年度）
（中間目標年次を令和２年度（2020 年度）とし、必要に応じて見直しを実施）</td></tr>
<tr><td>計画の目標</td><td>• 一般廃棄物
<table>
<tr><th colspan="2">設定項目</th><th>平成 24 年度
基準年度</th><th>令和２年度
（中間目標）</th><th>令和７年度
（最終目標）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">重点目標</td><td>１人１日当たりの家庭系ごみ排出量</td><td>525 g/人日</td><td>483 g/人日</td><td>463 g/人日</td></tr>
<tr><td>最終処分量</td><td>273 千トン</td><td>198 千トン
(−28%)</td><td>185 千トン
(−32%)</td></tr>
<tr><td rowspan="5">目標</td><td>排出量</td><td>2,034 千トン</td><td>1,789 千トン
(−12%)</td><td>1,706 千トン
(−16%)</td></tr>
<tr><td>１人１日当たりの事業系ごみ排出量</td><td>305 g/人日</td><td>266 g/人日
(−13%)</td><td>241 g/人日
(−21%)</td></tr>
<tr><td>再生利用率</td><td>16.7 %</td><td>20 %</td><td>22 %</td></tr>
<tr><td>ごみ発電能力</td><td>102,445 kW</td><td>103,074 kW
(+10%)</td><td>118,124 kW
(+15%)</td></tr>
</table>
• 産業廃棄物
<table>
<tr><th colspan="2">設定項目</th><th>平成 24 年度
基準年度</th><th>令和２年度
（中間目標）</th><th>令和７年度
（最終目標）</th></tr>
<tr><td>重点目標</td><td>最終処分量</td><td>781 千トン</td><td>571 千トン
(−27%)</td><td>560 千トン
(−28%)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目標</td><td>排出量</td><td>23,462 千トン</td><td>24,562 千トン
(+4%)</td><td>24,618 千トン
(+4%)</td></tr>
<tr><td>再生利用率
（汚泥除く）</td><td>―</td><td>86 %</td><td>86 %</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>目標達成に向けた施策の推進</td><td>Ⅰ　発生抑制・再使用・再生利用（3R）の推進
１．リデュース[発生抑制]、リユース[再使用]の推進
２．質の高いリサイクル[再生利用]の推進
３．普及啓発、意識醸成
Ⅱ　廃棄物の適正処理の推進
１．適正処理対策の推進
２．適正処理体制の整備
３．不法投棄対策の推進
Ⅲ　循環型社会と低炭素社会の統合的な取組の推進</td></tr>
</table>

(h) 尼崎市一般廃棄物処理基本計画（令和３年３月）

尼崎市は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））第６条第１項に基づき、「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

尼崎市は、平成 22 年３月に、循環型社会と低炭素社会の両立を目指し、令和２年度までの 10 年間を計画期間とする「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ減量啓発、事業系ごみ適正処理指導等の様々な施策を実施し、ごみの減量・リサイクルを進めてきた。その後、廃棄物行政を取り巻く状況の変化や社会環境の変化、さらには尼崎市のごみ処理施設の整備計画を踏まえ、市民・事業者・行政の協働のもと、さらなるごみの減量・リサイクルを進め持続可能な循環型社会の形成を目指すための計画として、令和３年度を初年度とする「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」（令和３年３月）を策定している。

本計画は、「みんなで広げる『もったいない！あまがさき』」を基本理念として掲げ、「もったいない」を合言葉にした４つの視点からの取組を、市民・事業者･行政全ての主体がそれぞれの役割分担のもとで進めていき、さらには各主体が協力しながら市全体に広げていくことで、持続可能な循環型社会の形成を目指すための長期的指標となっている。また、基本理念を実現するために、目標達成に向けた８つの取組と計画の目標を定めている。

尼崎市一般廃棄物処理基本計画の概要は、表 3.1.65 に示すとおりである。

表 3.1.65　尼崎市一般廃棄物処理基本計画の概要

<table>
<tr><td>項　目</td><td>概　　要</td></tr>
<tr><td>計画期間</td><td>令和３年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）</td></tr>
<tr><td>基本理念</td><td>「みんなで広げる『もったいない！あまがさき』」
「もったいない」を合言葉にした４つの視点
視点１　ごみになるのにもったいない！
リデュースを最優先とする３Ｒ(ﾘﾃﾞｭｰｽ･ﾘﾕｰｽ･ﾘｻｲｸﾙ)取組によって環境負荷を低減します
視点２　コストをかけるのもったいない！
コスト意識を持って経済性や効率性に配慮して取り組みます
視点３　環境のためだけではもったいない！
ごみを通じて環境・経済・社会を統合的に向上します
視点４　みんなでやらなきゃもったいない！
市民・事業者・行政が協力して、協働で取組を進めます</td></tr>
<tr><td>目標達成に向けた取組</td><td>施策の柱１　リデュース・リユースの推進
施策の柱２　分別・リサイクルの推進
施策の柱３　意識啓発の推進
施策の柱４　地域の環境美化の推進
施策の柱５　経済的かつ効率的なごみ処理体制の構築
施策の柱６　環境負荷の低減
施策の柱７　安心かつ安定的なごみ処理体制の構築
施策の柱８　経済的手法の活用</td></tr>
<tr><td>目標指標</td><td>
<table>
<tr><td>区分</td><td>指　　標</td><td>実　績
令和３年度
(2021 年度)</td><td>目　標
令和 12 年度
(2030 年度)</td></tr>
<tr><td>主要目標</td><td>焼却対象ごみ量</td><td>134,041 t</td><td>119,501 t
(−11%)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人目標</td><td>１人１日当たりの燃やすごみ量</td><td>457 g/人･日</td><td>410 g/人･日
(−10%)</td></tr>
<tr><td>事業系ごみ量</td><td>51,133 t</td><td>46,020 t
(−10%)</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

(i) 瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画（平成 28 年 10 月）

兵庫県は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））第４条の規定に基づき、兵庫県の区域において、瀬戸内海の環境保全に関し、瀬戸内海を豊かで美しい「里海※」として再生するため実施すべき施策について定めている。

兵庫県は、平成 20 年に「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」を策定し、計画を推進してきた。その後、平成 27 年に本法が大幅に改正され、基本理念として、「瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること等その有する多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな海（里海）とする」が新設された。これに基づき兵庫県では、平成 28 年 10 月に、瀬戸内海を豊かで美しい「里海」として再生するため実施すべき施策について定めた「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」が新たに策定された。

本計画では、「瀬戸内海環境保全特別措置法」の基本理念に従い、５つの計画の目標を定め、目標達成のための基本的な施策を推進している。瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画の概要は、表 3.1.66 に示すとおりである。

※里海：本計画においては、「人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海」（「瀬戸内法」第２条の２第１項）とする。

表 3.1.66　瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画の概要

項　目	概　　要
計画期間	平成 28 年度からおおむね 10 年 （策定の５年後に施策の進捗状況の点検を行い、計画を見直す。）
施　策	１．沿岸域の環境の保全・再生及び創出 (1) 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地[1)]等の保全・再生・創出 (2) 自然海浜の保全等 (3) 底質改善対策・窪地[2)]対策の推進 (4) 海砂利の採取の禁止 (5) 埋立に関する環境保全に対する配慮 (6) 環境配慮型構造物[3)]の採用 ２．水質の保全及び管理の推進 (1) 水質の保全及び管理の推進 (2) 生活排水対策の推進 (3) 底質環境の改善 (4) 有害化学物質等の低減のための対策 (5) 油や有害化学物質等による汚染の防止 (6) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復 (7) 海水浴場等の水質の保全 ３．自然景観及び文化的景観の保全 (1) 自然公園等の保全 (2) 緑地等の保全 (3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全 (4) 漂流・漂着・海底ごみ対策等の推進 (5) ツーリズムの推進 (6) その他の施策（開発に当たっての景観の保全への配慮等） ４．水産資源の持続的な利用の確保 (1) 適正な栄養塩[4)]管理等による生物の多様性及び生産性の確保 (2) 資源管理の取組による水産資源の維持・増大 (3) 有害動植物の駆除等 ５．基盤的な施策 (1) 環境保全に関するモニタリング、調査・研究及び技術の開発等 (2) 廃棄物の処理施設の整備等 (3) 広域的な連携の強化等 (4) 情報提供、広報の充実 (5) 環境保全思想の普及及び住民参加の推進 (6) 環境学習・環境教育の推進

（注）１．塩性湿地：海水の影響を受ける湿地。
２．窪　　地：過去の土砂採取などにより、周りよりも水深が深くなっている箇所。酸素が少なくなることにより、魚などの生き物が棲みにくい場所となる。
３．環境配慮型構造物：緩傾斜護岸（護岸・堤防の裾幅を拡げ、勾配を緩やかにすることにより、身近な水辺空間を実現して親水性を向上させるとともに、海中部で海藻を生育させやすく、多様な生態系を創出できるようにした護岸）、生物共生型護岸（魚礁ブロック型護岸等）、海水交換型の防波堤、周辺の景観に配慮した施設構造のデザインの構造物等。
４．栄 養 塩：植物プランクトンや藻類の栄養になる物質。硝酸塩、亜硝酸塩、アンモニウム塩、りん酸塩などがある。

（j） ひょうご花緑創造プラン（平成 28 年６月改定）

兵庫県は、緑豊かな県土づくりを総合的に推進するために、平成 13 年に「さわやかみどり創造プラン」を策定し、計画を推進してきた。経済重視の成長社会から、ゆとりや潤いが重視される成熟社会へと社会が大きく変化してきたため、前計画を改定することとし、平成 19 年には「ひょうご花緑創造プラン」を策定し、「参画と協働でつくる花と緑あふれる多様な県土」を基本理念に取組みを進めてきた。近年、今後の少子化・高齢化や人口減少の進展に伴う各地域の衰退が深刻なものとして懸念されるようになり、地域の活性化・まちの活性化などの地域創生の取組が求められるようになった。これらの観点から、これまでの参画と協働の基本理念を継承するとともに、さらに緑の量と質を高める花と緑のまちづくりを進め、ゆたかな暮らしを創造していくため、平成 28 年６月に「ひょうご花緑創造プラン」が策定された。また、今回の改定に併せて、「兵庫県広域緑地計画」（平成８年３月）の要素が統合された。

本計画では、花緑の「育み」、「恵み」による「ゆたかな暮らし」の実現を新たな理念として、基本目標と地域目標を設定し、５つの基本方針のもと目標達成の実現に向けて推進している。ひょうご花緑創造プランの概要は、表 3.1.67 に示すとおりである。

表 3.1.67　ひょうご花緑創造プランの概要

項　目	概　　要	
計画年度	2016 年度（平成 28 年度）から 2025 年度（令和７年度）（10 年間） 中間年となる 2020 年度（令和２年度）に、必要に応じて見直しを実施	
理　　念	花緑の「育み」、「恵み」による「ゆたかな暮らし」の実現	
目　　的	県民のゆたかな暮らしの実現に寄与するため、県民・団体・事業者・行政との参画と協働による花と緑の取組の方向性を示す	
基本目標	• 身近な花と緑に満足する人の割合を増やす 住まいや職場、学校など身近な緑(樹木や草花)の満足度	中間目標：67.5% (2020 年度)
		目　　標：70.0% (2025 年度)
	• 市街化区域の緑地割合３割の維持	現　　状：30.6% (2013 年度)
	• 人口集中地区の緑地割合	中間目標：24.2% (2020 年度)
		25%の確保（2025 年度）
地域目標	都 市 地 域 ：ゆとりと潤いある都市空間の維持・創造 農山村地域等 ：田園・里山空間等多自然環境の保全・活用 森 林 地 域 ：豊かな多自然環境にある森林の保全・活用	
基本方針	１．花と緑を活かして、人と人・地域とのつながりやコミュニティをつくります ２．花と緑を活かして、人にやさしい環境をつくります ３．花と緑を活かして、自然と共生した環境をつくります ４．花と緑を活かして、すべての世代の健康や生きがい、地域間の交流や地域への愛着、にぎわいをつくります ５．花と緑を活かして、安全・安心に暮らせる地域をつくります	

(k) 尼崎市緑の基本計画（平成 26 年７月改定）

尼崎市は、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））第４条によって定められた都市における緑のまちづくりに関する計画として「尼崎市緑の基本計画」を策定している。

尼崎市は、平成 11 年に「尼崎市緑の基本計画」を策定し、緑の整備や緑化活動などの取組を進めてきた。その後、上位計画である「尼崎市総合計画」やその他関連計画の改定、また、人口減少社会の到来や生物多様性の保全の必要性の高まりなどの社会情勢の変化を踏まえ、今後の緑の将来像を改めて見つめなおし、その実現に向けて市民・事業者とともに緑のまちづくりの取組をさらに進めるため、平成 26 年７月に前計画を改訂し、新たな緑の基本計画を策定している。

本計画では、これまでの緑を「つくる」ことを中心とした考え方から、市民・事業者と協働で「関わる」、「活かす」、「守り育てる」、「工夫してつくる」ことにより、「緑の質を高める」計画へと転換している。また、地域らしい緑のまちづくりを推進するため、緑の特徴により、市域を３つの地域に区分し、地域ごとに協働による緑のまちづくりに取り組んでいる。調査対象区域は、ＪＲ・阪神沿線地域及び臨海地域に区分される。

尼崎市緑の基本計画の概要は、表 3.1.68 に示すとおりである。

表 3.1.68　尼崎市緑の基本計画の概要

項　目	概　　要	
計画期間	平成 26 年度から令和５年度（10 年間）	
緑の将来像	１．「人が育ち、互いに支えあうまち」の緑 ２．「健康、安心・安全を実感できるまち」の緑 ３．「地域の資源を活かし、活力が生まれるまち」の緑 ４．「次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち」の緑	
計画の成果目標	緑を通じてまちの満足度を高める [1)]	
	現状（平成 24 年度調査時）より 40 ポイント上昇 [2)]　目標年次（令和５年度）	
基本方針	１．（関わる）多様な主体が関わり、みんなで緑のまちづくりを進めましょう ２．（活かす）暮らしや様々な活動、まちづくりに緑を活かしましょう ３．（守り育てる）まちの緑を守り育て、次世代へ引き継ぎましょう ４．（工夫してつくる）工夫して新たな緑づくりを進めましょう	
地域らしい緑のまちづくり	阪急沿線地域	豊かな自然環境を育み、暮らしにうるおいを与える緑
	ＪＲ・阪神沿線地域	歴史とにぎわいと下町の風情を感じる緑
	臨海地域	人の交流を生み、産業と共生する環境創造の緑

（注）１．目標を測る指標は、「緑に対する満足度」とし、市民アンケートにより把握する。
２．40 ポイント：有効回答者（711 人）のうち、満足（19 人）を 100 ポイント、やや満足（66 人）を 75 ポイント、普通（316 人）を 50 ポイント、やや不満（234 人）を 25 ポイント、不満（76 人）を０ポイントとして、加重平均した値。

(l)　地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）（平成 20 年７月）

兵庫県は、「景観の形成等に関する条例」（昭和 60 年兵庫県条例第 17 号（都市景観の形成等に関する条例より改称（平成５年条例第 16 号））（最終改正：令和４条例第 21 号））を制定し、恵まれた自然や歴史・文化と調和した美しく魅力ある景観を守り、育み、創り、そして将来に伝えるため、さまざまな取組を進めてきた。また、平成 19 年３月（平成 19 年条例第 21 号）に同条例を改正し、広域の見地に配慮した景観の形成等を図る必要があると認める地域について、景観の形成等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）」を定めることができるとしている。

兵庫県は、平成 20 年７月に西播磨地域及び丹波地域で地域景観マスタープランを策定し、地域景観づくりを進めている。なお、調査対象区域は本計画の対象外である。

本計画は、地域景観づくりに係る全ての主体が、景観の重要性について「気づき」、景観形成について「考え」、連携して継続的に地域景観づくりに向けて「行動する」ための計画である。

地域景観形成等基本計画の概要は、表 3.1.69 に示すとおりである。

表 3.1.69　地域景観形成等基本計画の概要

項　目	概　　要
策定地域	• 西播磨地域　地域景観マスタープラン （相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町の全域） • 丹波地域　地域景観マスタープラン（篠山市、丹波市の全域）
目　　的	１．地域景観形成の方向性を共有する ２．広域的な視点からの計画的な施策展開を図る ３．参画と協働による継続的な地域景観づくりを図る
構　　成	１．地域景観の目標 地域景観の特徴を踏まえた景観形成の基本的な考え方を示します。 ２．『地域景観の約束』 地域景観づくりに係る各主体が共有すべき景観形成のための配慮事項を設定します。 ３．拠点からの地域景観づくり 地域景観づくりに係る各主体が重点的に施策を検討し、景観形成に取り組むべき区域を「地域景観づくりの拠点」（重点地区、重点軸）として選定し、景観形成のイメージと具体的な施策展開の方向性を提示します。 ４．地域景観づくりの進め方 ① 地域景観づくりに係る各主体の役割の明確化と連携強化を図ります。 ② 地域景観づくりの取組の現状に応じた多様な主体の協議のための場の設定と景観コーディネーターの育成のあり方を提示します。

(m) 尼崎市都市美形成計画（平成 23 年 11 月）

尼崎市は、「尼崎市都市美形成条例」（昭和 59 年条例第 41 号（最終改正：令和２年尼崎市条例第 50 号））、昭和 60 年に「尼崎市都市美形成基本計画」を策定し、積極的に都市美行政に取り組んできた。その後「景観法」（平成 16 年法律第 110 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））が制定されたことにより、自主条例に基づく都市美行政を見直し、景観法第８条第１項に基づく景観計画として、平成 23 年 11 月に「尼崎市都市美形成計画」を策定している。

本計画では、尼崎市の成り立ちと景観特性を踏まえ、「誇りと愛着と活力のある美しいまち」を基本理念とし、その実現に向けて基本目標と基本方針を設定している。尼崎市都市美形成計画の概要は、表 3.1.70 に示すとおりである。

表 3.1.70　尼崎市都市美形成計画の概要

項　目		概　　要
基本理念		誇りと愛着と活力のある美しいまち
計画の区域		尼崎市全域
基本目標		１．顔のあるまち ２．表情ゆたかなまち ３．賑わいのあるまち
基本方針	都市美形成の基本姿勢	１．つくる まちづくりや建物・工作物の整備、修繕において、将来に亘って引き継がれるような高質な都市景観を創造し、新しい魅力を作り出します。 ２．まもる これまで蓄積されてきた、歴史的景観や文化的景観など良好な景観の価値を認識し、それを構成する都市美形成上重要な資源を、保存・継承します。 ３．そだてる 今まで育まれてきた地域の特性や個性を尊重し、地域らしさを活かした都市美形成を図り、魅力あるまちを育てます。
	都市美誘導の基本的考え方	「まちなみ景観」（まとまりのある景観の広がり） • 用途地域による景観類型 • 地区計画（形態意匠制限を定めている地区） • 歴史的景観を備えた地域 「まちどおり景観」（つながりのある景観が連続的に展開するもの） • 幹線道路等沿道 • 鉄道沿線 • 市街地内河川・運河・海岸沿い 「まちかど景観」 （周囲から際立った景観を呈する拠点であり、都市や地域のシンボル） • 主要駅周辺地域 • 都市美形成建築物等 • 公共建築